

ベスコ マイスタークラブ 入会申込書

下記の入会規約をご承認の上、入会申込書に必要事項をご記入下さい。

ベスコ マイスタークラブ 入会規約

ベスコ マイスタークラブ 入会資格

- ・弊社が定める基準及び会員規約を遵守して頂ける方。
- ・原則として、補修施工を直接行っている方、もしくは行う予定の方(事業主を含む)。

※弊社の販売代理店・同業者団体の方は、ご入会できません。

会員規約(個人・法人用)

第1条(会員資格) 1.株式会社ベスコ(以下「ベスコ」という)が運営する会員制取引システムの入会資格は、所定の入会申込書に必要事項を記載し、本契約を承認の上申込みをされた個人又は法人で、ベスコが入会を承認した方を会員とします。2.会員資格は理由の如何を問わず転貸・譲渡・貸与は出来ません。3.個人・法人を問わずベスコが会員に対して提供する各種サービスの適用範囲は申込みの同一住所にある申込者からの注文にのみ適用されます(申込者が同一でも異なる事業所(住所)の場合は会員としての資格はありません)。

第2条(会員の有効期限) 1.ベスコが申込者の入会の承認をした場合、会員の入会期日は所定の入会金及び年会費の納入を確認した日より翌年の入会応答日の前日までとする。2.会員資格の有効期限内に翌年の年会費を会員がベスコに対し支払った場合は会員資格は自動継続とする。但し、期限を過ぎた場合は、新たに入会金を支払わなければならない。

第3条(入会金及び年会費) 個人・法人会員を問わず、入会金7,000円、年会費3,000円とする。入会金・年会費の支払方法はベスコの指定する銀行口座へ会員が振込みにて行うものとする。その際の振り込み手数料は会員の負担とする。但し、会員の入会を促進する際は入会金を割引くこともあります。入会金及び年会費は理由の如何を問わず返却いたしません。

第4条(代金の支払方法)

1)会員は、ベスコへの代金の支払いを事前の銀行振込および商品到着時の代金引換発送、または約定による後払い、銀行振り込みで行うことができる。
2)会員が約定による支払いを申請する場合は、別途、約定規約に基づき取決めをする。
3)インターネットショッピング、キャンペーン商品等、別途支払方法が定められている場合は、指定した方法にて代金を支払うものとする。

第5条(遅延損害金) 会員がベスコに対する買掛金を約定日に支払わなかった場合は、その翌日から完済に至るまでの債務額に対し、年14.0%の割合(1年を365日とする日割計算)による、遅延損害金を付加して支払うものとする。また以降の支払いは、事前の銀行振込・商品到着時の代金引換発送のみとする。

第6条(期限の利益の喪失) 会員が次の事項の1つにでも該当する場合には、会員はベスコに対する一切の債務について何らの通知、催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとする。

- 1)ベスコに対する債務を約定日に支払わなかった場合。
- 2)破産・和議の申請をしたとき。
- 3)不渡りを出したとき。
- 4)会員資格を喪失したとき。

第7条(会員資格の喪失) 会員は、次の事項の一つにでも該当する場合には、会員資格を喪失します。

- 1)会員が入会時に虚偽の申込をした場合。
- 2)会員が本規約に違反した場合。
- 3)会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
- 4)会員が所定の退会を申請し、ベスコが受理したとき。

第8条(届出事項の変更)

1.会員がベスコに対し入会申込時に記載した事項が入会後変更された場合、ベスコに対し速やかに書面でその旨を届け出なければならない。
2.第一項の届出がないためベスコからの通知、又は送付書類が延着又は到着しなかった場合、それにより会員が不利益を生じてもベスコはその責を負わない。

第9条(会員に対する特典・割引サービス) 1.ベスコが会員に対して行う各種特典・サービスの内容及び販売品目は、事前の通知なく変更する場合がある。2.変更に伴い会員に対する各種割引特典やサービスが中止又は変更されても以下の理由の場合、ベスコは会員に対してその責を負わない。

- 1.物価変動・為替の変動に伴いベスコの商品仕入価格が高騰したとき。
- 2.製造原価、仕入原価及び人件費の増加に伴い諸経費が高騰したとき。
- 3.仕入先からの商品供給が遅延、変更、中止されたとき。

第10条(会員規約及びその改定) 会員規約は、会員とベスコとの一切の契約に適用されます。又会員規約を改定する場合は事前に会員に対し通知又は公告いたします。

第11条(合意所轄裁判所) 会員は、ベスコとの間の訴訟についての所轄裁判所を、ベスコ本社の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

■お客様の個人情報について

弊社ではお客様の氏名・住所・電話番号等の個人情報は、以下の利用目的の範囲内で適切に利用させていただきます。

- ①当クラブのご入会申込みとご継続・退会に伴う事務手続き
 - ②ご注文商品の発送に伴う手配
 - ③弊社からマイスタークラブ登録会員様への情報提供(技術情報・新製品案内等)
 - ④市場調査・商品開発やサービス向上の為にお客様アンケート
- 上記以外の目的の為に、お客様の個人情報をお客様に同意なく、第三者に提供や開示することはございません。

ベスコ マイスタークラブ入会のお申込方法

この入会申込書に必要事項をご記入の上、FAX又は郵送にて弊社へご送付下さい。入会にあたりましては、年会費:3,000円(税込)が必要です。年会費は下記の口座へお振込み下さい。申込書の受理後、年会費のご入金を確認出来次第、正式に会員登録させていただきます。また後日、弊社より会員証を送付させていただきます。(尚、会員証は事務手続きの都合上、お届けに4週間程度頂いております。)

<年会費のお振込先>

りそな銀行 朝霞台(アサカダイ)支店
普通預金 口座番号 4052248 口座名義 株式会社ベスコ

※お振込みの際の振り込み手数料は、お客様のご負担にてお願い致します。

ベスコ マイスタークラブ 入会申込書

株式会社 ベスコ 御中

当社(個人事業主を含む)は、左記記載の会員規約を承認の上、ベスコマイスタークラブの会員の申込を致します。

ご記入日	平成 年 月 日	法人印 個人事業主 の場合は 代表者印
フリガナ		
法人名 又は 事業主名		
フリガナ		
代表者名		
フリガナ	〒 一	
所在地	都道府県 市区町村	
TEL	— —	
携帯	— —	
FAX	— —	
※下記のうち、該当するものに○をして下さい。		
業種	1.総合建設業 2.木工事業(大工) 3.塗装業 4.内装業 5.建具業(大工) 6.建具業(サッシ) 7.家具製造業 8.ハウスクリーニング業(美装) 8.設備業 9.建材メーカー 10.設備メーカー 11.その他建設関連() 12.運送業 13.旅館・ホテル業 14.家具販売 15.楽器店 16.補修専業 17その他()	
資本金 <small>個人事業は 記入不要</small>	1.~300万円未満 2.300万円以上1,000万円未満 3.1,000万円以上 3,000万円未満 4.3,000万円以上1億円未満 5.1億円以上	
業歴	1.1年未満 2.1年以上3年未満 3.3年以上10年未満 4.10年以上	
従業員数	1.1人 2.2~3人 3.4~5人 4.6~10人 5.10~30人 6.31~100人 7.100人以上	
年商	1.~1,000万円未満 2.1,000万円~5,000万円 3.5,000万円~ 10,000万円 4.10,000万円~30,000万円 5.30,000万円以上	
補修 技術者数	1.1人 2.2~3人 3.4~5人 4.6~10人 5.10人以上	

◆ご連絡担当責任者

(ベスコからのご連絡・ご案内を送付する際のご担当者名)

フリガナ		部署	
氏名		TEL	
携帯			

入会申込書は、FAX又は郵送で下記までご送付下さい。

お問合せ先:048-468-7163

FAX送信先:048-468-7190

郵送先:〒351-0014 埼玉県朝霞市膝折町1-2-8

株式会社ベスコ 宛

【ベスコ記入欄】

会員番号				
申込受理日	平成 年 月 日	データ 入力日	平成 年 月 日	確認印
入会金 収入日	平成 年 月 日	会員証 発送日	平成 年 月 日	確認印
年会費 収入日	平成 年 月 日	備考		